

大飯原発運転差し止め判決について

望田幸男

<主文>

0 大飯原発 3 号機・4 号機の原子炉を運転してはならない。

0 以下略

<理由>

1. はじめに

生存を基礎とする人格権が最高の価値をもつとされている以上、(人格権が) 本訴訟の指針である。

個人の生命・身体・精神および生活に関する利益は、その総体が人格権である。・・・人格権は憲法上の権利であり(13, 25 条)、・・・これを超える価値を他に見出すことはできない。(=>この人格権を侵害するおそれがある場合、侵害行為を差し止めることを請求できる。)

2. 福島原発事故について

チェルノブイリ事故の場合、20 年以上、今なお広範囲の避難区域を定めている。福島の場合も 250 キロメートル圏内の住民に避難勧告の可能性が検討されている。

3. 本件原発に求められるべき安全性

(1) 原子力発電所に求められるべき安全性

放射線物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。

原子力発電所の稼働は経済活動の自由(憲法 22 条)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位におかれるべきものである。

(原子力発電は、この根源的な権利を広汎に奪う可能性があり、その差し止めは当然である。)

技術の危険性の・・・大きさが判明している場合、安全性が保持されているかを判断をすればよいだけであり、・・・社会の発展がさまたげられるのではないかといった葛藤が生じることはない。・・・原子力発電技術の危険性の大きさは、福島原発事故で十分に明らかになった。・・・具体的危険性が万が一でもあるか・・・の判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいと考えられる。

(2) 略

4. 原子力発電所の特性

・・・(原子力発電に内在する本質的な危険は)、他の技術の多くが運転の停止という単純な操作によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されるのとは異なる・・・止める、冷やす、閉じ込めるという 3 つがそろって原子力発電所の安全性は保たれる。福島では、止めることには成功したが、ひやすことができなかったために放射性物質が外部に放出されることになった。・・・

本件原発は地震の際の冷やすという機能と閉じ込めるという構造において次のような欠陥がある。

5. 冷却機能の維持について

(1) 1260 ガルを超える地震について

(ガル：地震の加速度：岩手=4022 ガル)

この規模の地震が起きた場合には打つべき有効な手段がほとんどないことは被告において自認しているところである。

(2) 700ガル～1260ガルの地震について

緊急時に従業員に適切な措置を求める困難、いかなる事態か全体的把握が困難、緊急時には普段の訓練はなじまない、防御手段システムが地震で破損された場合、大飯原発に通ずる道路が限られており施設外部からの支援期待できない。

(3) 700ガルに至らない地震について

外部電源の断絶など施設損壊の危険とその影響、補助給水設備の限界

(4) 小括

地震大国日本において基準値震動を超える地震が到来しないというのは根拠のない楽観的見通し。

6. 閉じ込めるという構造について（使用済み核燃料の危険性）

放射性物質が敷地外に放出されることを防御する堅固な設備は存在しない。
冷却水喪失事故・電源喪失事故

7. 本件原発の現在の安全性

人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、・・・確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ちうる脆弱なものであると認めざるをえない。

.....
.....

9. 被告のその他の主張について

たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。.....
.....
.....

また被告は、原子力発電所の稼働がCO2排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、・・・福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とするは甚だしい筋違いである。

10 結論

以上の次第であり、・・・大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があるから、これらの原告らの請求を認容すべきである。

福井地方裁判所民事部第2部
裁判官名3名列記